

令和6年12月定例会 一般質問 筒井寛議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「選挙・投票への配慮で『奈良いち』になる」

○筒井 寛 こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今回はどうか、今回もまたこれまでに同じテーマで質問をしてきました選挙・投票時における市の対応について質問をしていきたいと思っております。

多くの市民の方々がお感じになってられると思いますが、香芝は選挙が多い。いや、もちろん日本全国どの自治体でも実施される選挙の数は同じはずなんでしょうが、いつきにまとめて済んでしまうということで、選挙なんか何年かに1回しかないねんというような自治体が多いのでありますが、香芝ではほぼ毎年、何らかの選挙がありまして、効率が悪いなというふうに思ってしまうおわけであります。

効率、能率が悪いというだけの話ではなくて、それだけ頻繁に選挙があるということは、当然それだけ何回も市民の方々に投票のために足を運んでいただかなければならないということであり、回数が多い分、それだけ投票するときの環境がよりよい状態でなければならないというふうに思うわけであります。投票に行くたびに不快になっているようでは、もう選挙行かんとこってという話につながりかねない。そうならないように、全ての有権者の方々に安心して、正当、公平に権利を行使していただけるような環境づくりが選挙が、頻繁にある本市における大切な観点だというふうに考えます。

もちろん、健常な方に対しても様々配慮が必要ではあります。様々な事情により、より多くの配慮を必要とする方々への対応、それは市の責任であると私は考えます。高齢による身体的機能の衰え、一時的なケア、また視覚、聴覚を含め、先天的、後天的な身体的な障害をお持ちの方々はもちろんですし、それから知的、精神的な障害をお持ちの方々に対する配慮も十分になされなければなりません。

身体的なハンディキャップをお持ちの方に対する配慮、対応については、一昔前に比べれば格段に進歩したというふうに感じます。障害やハンディに対する市民の理解も随分と進みまして、バリアフリーという言葉も当たり前になってきておりますが、しかし知的、精神的なハンディに関しては理解がまだまだ不十分であり、頭、気持ちでは合理的配慮が必要であるということは分かっているけれども、なかなか何をどうすればよいのかが分かりにくいというような状況ではないでしょうか。

なので、これまで選挙・投票時の対応につきまして質問をし、様々要望もしてまいりました。先頃、執行された衆院選の前に、この件、投票時の環境等について、障害をお持ちの方、

またその保護者の方々と市のほうで、その内容についての話し合いの場が設けられたということを知り及びました。福祉関係の部局と選挙に関係する部局と直接に話し合いができたということを知りましたので、その内容について本日は質問をしていきたいと思っております。

ということで、まずはそのような話し合いの場が設けられた経緯、それがどのようなことで設定されるに至ったのかを1つ目の質問といたしまして、壇上からは以上といたします。

○福祉部長 お答えいたします。

ご指摘の話し合いの場につきましては、ある障害者支援団体の方から主に障害者の選挙に関しまして意見交換がしたいと申入れがございまして、当団体との意見を聞く機会を設けたものでございます。

以上でございます。

○筒井 寛 そういう要望があれば、本市は手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例が制定されておるわけでありまして、そういう当事者の方々の声をしっかりと聞いて、市民目線に立って、情報保障というか、選挙の投票とかについて配慮されていかなければならないというのがその基本根本の方針、精神だというふうに思っておりますので、そういった話し合いの場、ご意見を聞く場、直接聞かせていただける機会を設けて、そういうなんをやっていくということですね。

その話し合いの場ということなんですが、いつ、どのような形で実施されたものなのかについて、概要で結構ですので教えてください。

○福祉部長 話し合いの場につきましては、令和6年10月1日（後刻「令和6年10月10日」に訂正）に障害者支援団体と社会福祉課、それと関係所管を交えまして、選挙の投票に関して障害者支援団体のご意見をお聞きし、現状の課題等について協議をする形で実施いたしました。

○筒井 寛 10月10日。部長、部長、10月10日ですね。10月10日ですね。

○福祉部長 訂正いたします。「令和6年10月10日」というふうに訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○筒井 寛 選挙のちょっと前、多分選挙があるということで設定された日付だったかというふうに思いますが。

それで、その確認なんですが、関係所管が出席、参加してたということで聞いておりますので、今回の場合は選挙に関係することということで、選挙管理委員会が参加して行われたというふうには聞いておるんですが、実際どのような、どういう所管が参加されたのでしょうか。

○福祉部長 社会福祉課のほか、話し合いの内容が主に選挙に関する内容と障害者支援団体のほうから事前にお伺いをしておりましたので、選挙管理委員会事務局が参加してございます。

以上でございます。

○筒井 寛 分かりました。

今それを確認したのは、要はそのご意見を聞く場を設けてもらえる、そういうのをちゃんとしていくということで、市がしているということなんですが、障害というのは種別であったり、そんなんそれぞれでありますので、例えば話し合いをすべきそのテーマ、目的っていうのに沿った形で、それぞれそのときに合った形の対応をしてもらえるということだというふうに私としては理解しておるわけでありまして。

それで、今回は選挙で、特に知的、精神的な障害をお持ちの方々の投票がテーマということだったので、そういう選管に入ってもらったということだというふうに私は理解してま

す。それでよろしいですね、そういうことですよ、はい。
では、その話、具体的な中身なんですけど、その話の中身、そこではどういう内容が話し合われたんでしょうか。

○福祉部長 話し合いの内容につきまして、知的障害や精神障害をお持ちの方が投票するに当たって直面されている課題や問題、投票環境や投票の支援に関してのご意見が出され、その意見についての協議が行われたものでございます。

以上でございます。

○筒井 寛 大切なところだと思います。直接ご意見、ご要望、それを聞かせていただく機会は本当に大事だと思いますので、今言うてくれましたりました課題や問題、それから投票環境や投票支援ということについての課題や問題ですね、それに対するご意見というような要望が出されたということなんですけど、その部分、できれば具体的にもう少し詳しくその内容を教えてください。

○福祉部長 具体的に申しますと6点ございまして、1番目が立候補者の文字情報だけではなく、顔写真を見て投票できるようにすることはできないか、2番目といたしまして、選挙事務の従事者が支援できることを入り口に提示があれば分かりやすい、3番目、投票の流れが分かりやすくなるように、色や数字、目線の高さで誘導があるということがあれば分かりやすい、4番目、文字情報だけでは理解し難いので、イラストで案内の表示があれば分かりやすい、5番目、投票支援カードを入場整理券に同封してもらえれば、事前に準備をし、投票所で職員に支援を求めやすい、最後でございますが、投票時に障害者がパニックになることがございますので、別室を用意できないかといったようなことがご意見として出されました。

以上でございます。

○筒井 寛 今これだけ聞くだけで、私たちが机上でこう考えるだけでは及ばない、そういう貴重なご意見が聞かせていただけてるのかなということが分かるかなと思います。いろいろ出まして、法的な可否の問題、これはなかなか別ではあるんですが、私たちでは気づけない部分というのをご指摘いただいたのかなというふうに思います。

今回は、1つずつ確認していきたいなというふうに思います。どれぐらい望んでおられることが実現可能なのか、選管としてのその見解ですね、その辺を聞いていきたいなというふうに思います。

文字だけでなく顔写真を見て投票できるっていう話なんですけど、例えば写真入りの投票用紙、そんなできへんかとか、あるいは顔写真の掲示、投票所に行きますと、候補者の名前がこうずっと並んでる表がありまして、あの表を写真つきにすると、そういうふうなことの要望かなというふうにかう考えるわけではありますが、それについては可能なもんなんでしょうか。どうでしょう。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

投票用紙については、それぞれの選挙の執行主体があらかじめ定める様式により印刷されてございますので、写真入りの投票用紙はございません。

また、ご質問の顔写真の掲示につきましては、選挙管理委員会の立場として、公平公正な選挙執行の観点から、公職選挙法に抵触する可能性が高いと考えます。

ただし、有権者が投票の際に他人に見えないようにメモなどを確認して投票用紙に記載するということは可能であると考えられるため、必要があればそのように対応することでご理解いただきたいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 なるほどですね。言われてみれば、選択するときの要素として、顔写真、容姿、見た目だけが強調されるということの不公平さが発生するということを言うてくれはったのかなというふうに思います。

ただ、メモとか写真の入ったもの、例えば選挙公報かなと思うんですが、それを投票所に持ち込んでもよいという話で今聞きましたので、周りに見えないようにして手持ちであればというようなことで答弁していただきましたので、その辺をうまく伝えられればええかなというふうに思います。

写真入りの投票用紙は難しいんでしょうね、多分ね。これは、なかなか私もちょっとうんっと思ってしまいます。これは、ちょっと残念ながら難しいかなというふうには思います。

ただ、ちなみにその写真は無理でも、投票用紙のことに言えるならば、名前を書く、記名、今は1人の名前を書くという投票方法なんですけど、そうではなくて、名前が投票用紙に列記されていて、そのものの中の1人に丸印をつけるという投票用紙というか、そういう形式の投票方法というのは、それはどうなんでしょう、可能なんですか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

国や県の選挙では、単記による記名投票を採用してございます。市の選挙も現在それに準じておりまして、記号式投票方法に変更することは、候補者を選択することが簡単で明確であるというメリットがある一方で、候補者の掲示順番により有利不利が発生するおそれがございます、選挙の公平公正な執行の観点から、十分慎重に検討することが必要であると考えます。

ご指摘の件につきましては、選挙管理委員会に報告し、今後の導入の可否について研究していくことを考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 今あった、実際県内にはないんですね、それでやってるようなところはね。ただ、今の話、要はあまり知られてないかなというふうに思うんですが、実は法的には丸をつける方式の投票用紙、投票方法というのは、法的には可ということなんですよね、今のその答弁からすると。県内では、それを採用してるところはないし、国や県のやり方に準じているから、なかなか。しかも、今メリット、デメリットも言うてくれました。両面があるので、本市だけでそれをやっていくのは難しいという状況やということで答弁をいただいたというふうには思いますが、それでもちゃんと研究し、検討するというふうにまで言うてくれてるわけでありますから、これはなかなか実現したらいいなど。それこそ、これこそ奈良いちを目指してやってほしいなというふうに思うところであります。ぜひとも今後のその研究、検討、よろしくをお願いします。

次のことを聞きます。

投票所、ここでは主に期日前投票の投票所となっている市役所2階大会議室のことになるかなというふうに思うわけでありますが、投票所内での動きを分かりやすくしてほしいとの要望ですね。投票所内の動きに関する誘導については、ここ最近、随分工夫してくれてはって、よくなってきていると思います。それをさらにもう一步、床面への矢印の表示だけではなくて、分かりやすいように目線の高さでの表示、そんなんはできないかということで、先ほども上げられているわけでありますが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

先般の会議でいただいたご意見を基に今回の衆議院議員総選挙の期日前及び当日の投票所において、表示物を目線の高さで張りつけし、見やすいように整えました。

ただ、この取組は改善の余地があると考えますので、さらなる充実を図りたいと考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

その辺、本当によくここまで随分よくなってきているかなというふうには思うんですが、改善の余地ありということなんで。もうちょっとあれですよ、具体的にこういう表示があったらとかこういうふうに表示してくれたらというのを言ってもらえたら、そういう機会がどっかであればなというふうに思いますので、またその辺も考えていただいて、よりよいものになってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

それと相まって、今度動作の話なんですが、入るといって、投票のとき、入場券を提示し、投票用紙を受け取り、記入台に行き、書いて投票箱に入れる、退場というふうになるわけですが、この辺の動き、この一連の動きをイラストで表示できないかというところで、これもまたそういうご要望というのがあるんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

今回の衆議院議員総選挙の期日前及び当日の投票所で本人確認、投票用紙の受け取り、候

補者の氏名を記載するところにおきまして、その場所が何をするとところなのかが分かりやすいようにするために、イラストと文字により表示いたしました。この件についても改善の余地はあると考えておりまして、さらなる充実を図りたいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 そうですね。これも先ほどのものと同じで、本当に随分工夫してくれてはるといことは、これは重々、私もそういうふうに思っております。随分分かりやすくなってきているのかなというふうには思いますが、今ありましたように、常に更新、バージョンアップというか、いろいろ研究を進めていただいて、よりよいものをとというふうに求めていただいたらというふうに思います。

次のことを聞きます。

さきの衆院選で投票所へ行きますと、これですね、これです、議員の皆さんはもちろん、もちろん理事者の皆さんも皆知ってはりますが、こういうなんが置いてあって、私も見た瞬間、ああ、これはとって、ええなあというふうに思ったわけでありまして。これも多分事前にご要望があったそのお話があった中で準備されたのかなというふうにも思うわけでありまして、選管のほうでもすごく積極的にしっかり調査研究というのをこうされているみたいな、そういうその成果が出てののかなというふうに思って喜んでおります。

この投票支援カード、まずこれそのものについての、簡単で結構ですのでどういうものやという説明と、それから今現場、投票所に置いてある状況ではあるんですけども、事前を考えて書いておきたいというような声もあるので、投票所の入場券と一緒に封入されてたらいいのかなという声があるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

まず、投票支援カードというものにつきましては、投票しようとする方が何か支援を必要としても、なかなかこう言葉で伝えられないというときに、そのカードを用いて従事者に提示することによって支援を受けられるという、そういうサービスを今回考えさせていただきました。

投票支援カードにつきましては、先進的な取組をしている自治体を参考に、期日前及び当日の投票所で配置し、希望される方に支援をするようにいたしました。事前の封入につきましては、全ての方が支援を希望されるわけではなく、また費用対効果を鑑みると、必要性について十分検討できなかったことから、まずは投票所の入り口付近で支援カードを設置することが最も適切ではないかと判断したものでございます。

以上でございます。

○筒井 寛 実際にコストもかかりますし、その行政コストというのはちゃんと考えなかんし、なかなかいろいろなこともあって、今回はできなかったのかというところはあるんですが、その辺は理解はできるんですが、何とか事前にこの支援カードみたいなものその内容というのをお知らせできるよい方法っていうのは今考えてくれてはありますか。何とかありませんかね。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

入場整理券の裏面を活用し、支援が必要であるかどうかを表明する項目を設けることにより、対応できるのではないかと考えてございます。この対応であれば、令和7年3月の市議会議員選挙から導入することができるのではないかと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

裏面うまくして、それでそれがうまく伝わって、しかもそれが次の3月の選挙で対応してもらえるという話で、本当にうまくいけばええなど。いろいろ試しながら、それで成果が出たらとてもいいですし、あかんかったらまた違う方法も考えたらいいいんですけども、そういうなんをすぐに対応してくれはるということで、ありがたく思います。成果出たらいいですね。期待しておきたいと思います。

この支援のことなんですけど、結局支援カードにいろいろこういうふうに、こんなん手伝って、代筆してほしいとか読んでほしいとか、いろいろこうあって、そのほか手伝ってほしいことあったら書いてくださいって、そういう欄があるわけでありましたが、実際難しいのは、他人ができること、今ここで言う他人というのは投票する本人以外の全ての人、だから血縁の保護者的立場の人や同伴者も含め、また投票所内外にいる市の職員さんみんな、**本人以外ができることっていうのは**どなん、できないことも当然ある、できることもあるというふうにいろいろあるんですが、それを、その辺も事細かに公選法にのっってっていうて今説明してもらうのはなかなか厳しいので、ざっくりとでいいんですが、**大まかなルールです**ね、っていうのはどのようになっているのでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

投票は、自らが投票用紙に記載して投票箱に投函することを前提としております。それが難しい方には、郵便投票、代理投票や点字投票といった制度が確立されております。しかし、様々な理由のためにご自身で投票ができない方に寄り添った対応をするとともに、**選挙権を行使いただくためには、法が認める範囲内で最大限の配慮を行うこともまた必要と考え**ます。

一概にこれができるそれはできないといった回答は難しいため、個々の事案に対しましては、そのような考えで適切に対応したいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 要は、障害の種別、程度というのは、これはほんまに全くそれぞれの個人によって違うわけでありまして、障害者というくりだけじゃなくて、全ての人がある時々で何に困ってるか分からへんわけですよ、けがしてるかもしれへん、右利きの人が右手を骨折しとったらそれだけで困るわけでありまして、そういう線引きっていうのはなかなかできへんと。だから、とにかく個別に申し出てくれと。ほんなら、何ができるかできないかは、その場でそのとき判断されると、できる限り対応すると。現段階ではそう言うしかない、そういう話なわけですね。そこは、そうかなというふうに思います。ただ、その対応ができ

るように最大限準備しておくということが大事なのかなというふうになってくるわけ
でありますな。はい、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

では、次行きます。

投票用紙の話はまた出てきますが、投票用紙も含め、印刷物、掲示物、そんなんがとにかく
文字が小さい、字が小さい、もうちょっと大きくしてもらえへんかという声が、そういう
ご指摘もあるんですが、こんなんって対応できるもんですか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

投票用紙につきましては、市以外の選挙では奈良県選挙管理委員会が投票用紙を調整す
るため、対応ができないものとなっております。また、市の選挙に関しましても、国及び
県の選挙に準拠したものとしているため、対応が難しいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 すいません。投票用紙は、先ほどありましたのでかぶってしまいましたが、県
のほうで決まってる書式みたいなんがあって、市では変えられないということで、もう一回
言うてもうたんで。

ならば、香芝市の中で香芝市民の方からこういう声があるんですよと、字が小っちゃいから
見にくい、大きくしてっていう声があるというので、県が決めてるから変えれないという
話であれば、決めてる県に字を大きくしてねと市として申入れをする、声を上げていくとい
うようなことはしていてもいいんじゃないかなと。なかなか、私が今ここでそうしてくだ
さいという話で言えるのかどうか分かりませんが、そういうこともちょっと考えてもらえ
たらなというふうに思いますので、そういう字を大きくしてほしいということぐらいなら、
県のほうものんでくれるんちゃうかなというふうに思う部分もありますので、もしあれや
ったら県のほうに声を上げていただきたいなというふうに思います。

あと、掲示物とか、そんなんは多分字を大きくしてとかもうちょっと大きくしてって言う
たらできるんやと思いますので、その辺は対応をよろしく願いいたします。

そういうような印刷物の話でいうと、今度は選挙公報の件なんですけど、これも候補者を選
択する上で非常に重要な情報源の一つであるというふうに考えるわけですが、難しい
言葉、難しい漢字が多くて難解である、分かりにくいと。せめて振り仮名を振ってほしい
ということで、そういうお声もいただいているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

選挙公報は、候補者から提出された原稿を原文のまま印刷することとなっておりますので、
選挙管理委員会が振り仮名を振ることはできません。一方で、候補者がそのような原稿
を作成することについては可能でございます。

以上でございます。

○筒井 寛 そうですね。これについては、候補者のほうが意識を変えていかな、我々、私
らのほうですね。こちらは、選挙で選挙に出ていく者、選ばれる側の者が意識を変えてい
かなければならない。公報って、そのまま写真製版でパシャッと撮ってしまっ、全く手は入

れられないんですよ、多分そんな話でありまして。ということは、私たちのほうがしっかり意識を変えて、そういうことを考えてやっていかなあかんというふうに思います。私も気をつけていきたいと思います。

その公約の話という話になれば、今度は候補者の選択のための情報源としてまたありますのが演説会なんですけどね。これも、選挙になれば候補者はそれぞれ個人演説会とかっていうのをこうしてるとは思うんですけども、それを例えば市のほうがバックアップしながら、知的、精神的障害者に向けた平易な、分かりやすい言葉を使った演説会というのを開催していくというようなことは考えられますでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

例えば、東京都狛江市においては、民間団体が主催して選挙の候補者が分かりやすい言葉を使って演説した政権動画を配信していることは把握してございます。しかし、選挙管理委員会が主催することにつきましては、そのような取組を実施すること自体が一定の政策を重視するように有権者を誘導してしまうという可能性もございまして、公正公平な選挙の執行の観点からは、現在の法制度の下では困難であると考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 さっきの支援カードのこともそうなんですけど、狛江のこととか、ちゃんと調べて勉強してはりますよね、調査してくれてはるんですよ。だから、口で調査研究すると言うてるだけじゃなくて、ちゃんと情報収集してくれてはるということがはっきり分かって、大変ありがたいかなと、心強いかなというふうに思います。

今の話は、要は行政主導っていうか、単独っていうか、行政がやろうと思うたらどうしても公平公正というところが物すごく強調され過ぎる部分もありまして、いや、もちろんそこは絶対に公平でなかったらあかんんですけども、どうしてもそういう部分があって手を出せないのかなというふうなことは、なかなかあるのかということには理解もできますが、しかしそれを求めてる人、ニーズ、需要がある、そういう方々の集まり、団体等が主体的にもしそういうなんを行うという話になったら、それを行政がバックアップ、バックアップというか下支えするというか、後押しするというか、協力するというか、そういう形を取って実現していくんかなと。

実際、狛江なんかもそういう形を取ってるかなというふうに思います。やってるのは民間、もちろん、でも市の選管のほうも後ろでは協力しているというような状況かなというふうに思いますので。大変難しい問題だとは思いますが。けども、やってるとこもあるということを考えるならば、全くの実現不可という話では決してないと思うので、できればその実現に向けて前に進んでいただけたらと。それを後押ししていく、手助けしていくというのは、それも市の役割かなというふうに思いますので、その辺、またよろしくお願いを申し上げます。

次、別室での投票は可能かということで、これ聞かれています。

とにかく環境の変化に対してこう過敏な方が多いということは状況としてありまして、

不安になり、声が出る、パニックを起こすというようなことを見受けられるという状況なんですね。知らない人がおったら不安なんで、もうちょっと人が少ないような状況で落ち着いてできたらというような声かなというふうに思うわけではありますが、なかなか、どうでしょう、この別室投票っていうのも、これも難しいのかなと思いますが、選管としての見解はどうでしょうね。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

投票所には投票管理者1名と投票立会人2名を配置する必要がございます、別室を設けるとなると、さらに同数の管理者、立会人の確保が必要となります。総合的に判断いたしますと、別室の投票所を設けることは難しいと考えます。

ただし、投票立会人の成り手不足の問題におきまして、オンラインによる立会いの導入が議論されているところでございます。この別室での投票にも応用できないかと考えますので、今後研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 面白い話ですよ、なかなか面白い話ですよ。要は、投票管理者と投票立会人が必要だから、別室をもう一個つくるのは難しいけども、オンラインの立会いが今オーケーになるかもしれないという議論がされていると。じゃあ、それをうまく応用すれば、言うたら今投票をやっているところの横にもう一つ小部屋があって、そっちはオンラインでカメラで監視してて、見てて、それで立会いオーケーという話になれば、分かりません、まだ分かりませんが、そういううまく応用が利くかもしれへんということ言うてくれはった。

技術の進歩っていうのは、こういうところに生きてくるんですよ。ただ単純に離れたところで会議ができるというだけじゃなくて、障害をお持ちの方々に対して技術の進歩っていうのは、すごく助かる面があるというふうにこう思うわけではありますが、これほんまに研究していただいて、ぜひとも実現これしていけば、これもすごいことやと思うので、これもぜひとも奈良いち目指してやってほしいなと、実現してほしいなと思います。また、よろしくをお願いします。

落ち着いて投票という話になれば、繰り返し練習、慣れ、そういう部分は大きいかなというふうに思うわけでありまして。繰り返し練習できればええかなと。事前に予行演習するという話になれば、それは模擬投票という話になるわけではありますが、模擬投票のようなもので予行演習しておいて、慣れたら、ほんならそういう普通の投票所でも何とかというふうに対応できるかなというふうに思っていくわけではありますが、そういう模擬投票、これについては既にやっているとこの話も聞いておるわけではありますが、それも含めてもっとやっていきたいとかということについてはいかがでございますでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えします。

まず、模擬投票の実績につきましては、令和4年度に1度行ってございます。今後の方向性につきましては、ご要望があれば個別に対応することを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 選管としては実績はあるんで、今後要請、要望があればまたやっていくということ言うてくれてはるといふふうに思いますので、この辺も今ここでこうやって話をし、もちろんこれはネット中継されてるわけでありますが、しっかりとそういう障害をお持ちの方々の団体に対してしっかりお伝えをしていって、そんなんしてもらえるんやというのを分かってもらって、要請、要望を上げてもらうような、そういうことをしていってもらえたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。もちろん私もそう伝えていきます。

今のは、選管のほうですけど、福祉のほうの部局の観点としましては、そういう模擬投票とかっていうのに関するその視点というか、取組というか、そんなんではどのように考えておられますか。

○福祉部長 お答えいたします。

障害者に向けた模擬投票ということで、例えば先月総合福祉センターで実施されましたボランティアフェスティバル、障害児・障害者ふれあいの集いなどのような場所におきまして、そういった障害に配慮した模擬投票を実施するというようなことが考えられます。

障害のある方やそのご家族にとって、投票の練習はもとより、投票時にこういう投票支援があるのかといった周知にもなりますし、また職員におきまして、投票所での障害者対応の研修にもなると思われまので、選挙の公正性を損なうこととならないように、選挙管理委員会と連携しまして、そういった模擬投票の実施を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 福祉の関係のほうでも、部局のほうでもやってるし、また今後も選管と連携しながらということ言うてくれてはります。今回、その話合いが持たれたからということで、それを受けて今この質問をさせていただいてるんですが、そういう方々と話合いしながら、協力しながら、一緒に考えながらその要請も受けて、いろんなパターンで何回も、1回と言わず何回、なかなか負担もあるし、大変やとは思いますが、そこはこれだけ仕事してるんじゃないんで、ほかのこともある、それも分かってるんですけども、そこは、今はこの話なんで、いろんなパターンで何回か模擬投票をやって、こう慣れていってもらって、そうですね、教育機関とも連携というのもしっかりとさせていただいて、実施してほしいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

実は、今の答弁で、ええなあと思って聞いてたんですけども、模擬投票が障害をお持ちの方の予行演習になるという観点だけではなくて、今部長が答弁してくれはった中に、職員さんの研修の場にもなるっていうのを、そういう考えで、視点で模擬投票を見てくれてはると、これは大変いい答弁をしてくれはったなというふうに。

いや、そうなんですよ。結局、あまり触れてない、たくさん障害をお持ちの方に触れる機会が少ない職員が多いという状況の中で、それをやることで実際に模擬投票をやったら、

きっとそこでいろんなトラブルが起こるんですよ、多分ね。それを見てたら、思うように動いてくれはらへん、こっちが泣きたいわと思うようなことが起こってくると思うんですよ。でも、それをその模擬投票で経験しておくことで、それが本番のときに必ずフィードバックされて、職員さんにとっては生きた経験、非常に重要な生きた経験となって、いい研修になるかというふうに思いますので、そういうふうな視点で見てくれてはるといのは大変ありがたい、うれしいと思いますし、ぜひとも模擬投票を進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

ということで、細かく具体的にいっぱい聞いていきましたですけど、これらの、今具体的に聞いた幾つかの内容のうち、今後、今後といえれば取りあえずは直近で3月に市議会議員選挙があるわけでありますが、そこでどんだけ実現、反映されるのかというところは、どれぐらい見込めるでしょうか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

具体的な回答は難しいところでございますが、今までの取組について再度点検し、改善できるところはよりよいものにするとともに、さらなる配慮ができるように誠心誠意取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

ほんまに、これまで何回か選挙・投票の体制もずっとこう質問をしてきたわけでありますが、今回は具体的なことを、具体的な内容でできできへんとかというような話を聞かせてもらったと思うんです。

この間の衆議院選挙は、とにかく急やったんで、ほんまに大変やったかなというふうに思うわけでありますが、次は日程が決まってる選挙なんで、今から、近いとはいえまだ数か月あるというような状況の中で、よりよい環境で投票していただけるように頑張っていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

今後、今回こういう質問で聞かせていただいている、この一般質問で聞かせていただいているような障害者の方々の団体等との協議の場、そういう話合いの場、こういうなんを今後もずっと設定され、設けられていくもの、つくられていくものなんでしょうか。

○福祉部長 お答えいたします。

今後におきましても、社会福祉課を中心とする福祉部局と選挙管理委員会なども参加する形で障害者の当事者団体や支援団体等と適時協議の場を設けて、選挙における課題なども含め、障害をお持ちの方やそのご家族などが抱える日常の様々な課題などを聞いて、本市の障害に関する施策に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 こういう話の協議の場っていうのは、市民の方々の声、当事者の声、その当事者の立場で直接お話しただける非常に貴重な場だというふうに思いますので、市としては手話及び障がい者コミュニケーション条例というのがあって、もちろんそれは手話が言

語であるということを中心とはしてはるんですが、決してそれだけにとどまらず、あらゆる情報障害、それからコミュニケーションが不自由な方に対し、必要かつ正確な情報を届けるためのコミュニケーションを図ることを旨とした条例であるというふうに私は理解しております。ですので、ちゃんとコミュニケーションを取れるからちゃんと情報を与えられる、情報が伝わる、そういうことでちゃんと政治参画も、権利行使も正当に公平にできるんだという、それが重要なところかなというふうに思いますので、この条例がしっかり生かされるようになってほしいなというふうに思います。

その辺、ちょっとだけ、これはどっちで答えてもらうことになるのかな、選挙事務のこともあれですけど、含めて、様々な市が事業、施策を行うに当たって障害への理解、もうちょっと広く障害者への配慮、そういうなんが促進されるための庁内の体制っていうのは、今しっかりちゃんと確立されているかというところについてはどのような認識をされていますか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長 まず、選挙管理委員会のほうから申し上げます。

選挙権の行使に当たってどのような配慮が必要かにつきましては、選挙関係の事務に関する研究事例も十分ではございませんでして、選挙管理委員会事務局としても様々な分野の研究事例を参考にしながら、また自ら研修を受けることにより、知見を広め、今後の取組に生かすべきであると考えます。

また、庁内の連携につきましては、事務局職員が研究事例を基に投票の際に従事する職員に対して知的、精神的障害者の選挙権の行使に当たって、どのような配慮が必要か、また対応が必要かななどを研修し、より一層の合理的配慮を行えるようにしていくことを考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 もちろん今回は選挙時の投票に関する配慮を求めるということでいろいろ質問をさせてもらったわけですが、それも含め、全庁体制で全職員さんの意識啓発であるとか障害に対する理解であるとか、そういうことをしっかり全庁体制を組んで、理解と、それからどういう配慮が必要なのか、配慮すべきなのか、選挙投票に関係することだけでなく、全分野、全範囲にわたってしっかりとそういう理解と配慮ができる体制というのを取っていただきたい。そのための調査研究、研修を重ねていただきたいというふうに思います。ちょっと最後は概論的な話になりましたが、よりよい環境にしていきたいと思っておりますので、お願いします。

それから最後に、もう質問じゃない、あれなんです、そういうことを頑張ってやろうと思ったら、そこは人的資源、各所管、とにかくいろいろ、別に社会福祉課だけじゃないですけど、でも社会福祉課は見てて大変そうやなと思う、人的資源、その辺につきましては多分どの部署も、そこだけ言わんといて、うちも欲しいと言わんのは重々分かるんですが、私は今はこの話をしてるのでということで、それで人的資源、大変やな、少ないかなというふうに思います。私からすれば、市長、それから人事のほうにもお願いをしたいんですが、こ

こはお金かけるところですよと。人はお金をかけるこだというふうに、私はそう思います。だから、そこはそうのようにしっかりお願いをしておきまして、香芝に行けばどんな人でも安心して選挙に行けると言われるような奈良いちのまちになることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。